

事務連絡  
平成30年7月11日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
後期高齢者医療主管課（部） 御中  
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局  
全国健康保険協会  
健康保険組合

厚生労働省保険局保険課  
厚生労働省保険局国民健康保険課  
厚生労働省保険局高齢者医療課

「生活保護基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について」に係  
る情報提供について

生活保護基準の見直しにつきましては、これに伴い他制度に影響が生じる可能性が指摘されていることから、政府として、できる限り影響が及ばないようにするため、全閣僚で対応方針を確認しております。

これに関し、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）の国会審議において、参議院厚生労働委員会で「生活保護基準は社会保障、教育、税など様々な施策の適用基準と連動していることから、平成三十年度の基準の見直しにより生活水準の低下を招かないよう、地方自治体への周知徹底を含め万全の措置を講ずること」とする附帯決議が可決されました。

このため、今般、「生活保護基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について」（平成30年6月19日厚生労働省発社援0619第3号厚生労働事務次官通知。以下「次官通知」という。）（別添）を发出しているところです。

別添のとおり次官通知を情報提供いたしますので、その内容をご了知の上、貴管内保険者に対して周知いただくとともに、各保険者においては、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限り、御対応のほどお願いいたします。

なお、国民健康保険及び後期高齢者医療制度において、生活保護受給者への影響の緩和のために、一部負担金の減免措置の取扱いを見直したことによる財政負担が生じた場合には、財政支援を行う予定としており、詳細については別途お示しする予定です。